

# 西宮市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱

## (目的)

第1条 この事業は、認知症等により徘徊行動のある高齢者（以下「徘徊高齢者」という。）を介護している家族等に、位置探索システム専用端末機（以下「端末機」という。）を貸し出すことにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保に役立て、家族等の負担の軽減を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は西宮市とする。ただし、事業の運営は、前条の目的を達成するため適切に徘徊高齢者の位置情報を提供できる事業者（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

## (事業内容)

第3条 この事業の内容は、徘徊高齢者が行方不明になった場合、家族等の依頼により徘徊高齢者の位置情報を家族等に速やかに伝達するとともに、受託事業者の支援体制を活用して、徘徊高齢者の早期発見を支援するものである。

## (対象者)

第4条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳（昭和42年法律第81号）の規定により西宮市の住民として登録している65歳以上の徘徊高齢者（介護保険の要支援及び要介護と認定された二号被保険者を含む。）を介護し、この事業による支援が必要と認められる家族等
- (2) その他市長が特に必要と認める者

## (利用申請)

第5条 この事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書（様式第1号）及び利用同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

## (利用決定)

第6条 市長は、申請者の状況等を調査し、事業利用の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、申請者及び受託事業者に対し所定の通知書（様式第3号、第4号及び第5号）により通知するものとする。

## (端末機の管理)

第7条 この事業の利用決定通知を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、端末機が正常に作動できるよう適切な管理の下で使用しなければならない。

## (受託事業者の業務)

第8条 受託事業者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 利用決定の通知を受けたときは、市が指定する日までに利用者に、事業の利用方法を説明し、端末機一式を納入すること。また、市から利用廃止の決定を受けたときは端末機一式を速やかに利用者から回収すること。
- (2) 利用者及び緊急時の協力者の同意を得て、事業の実施に必要な情報をコンピュータに登録し、

情報の変更及び廃止を行い、当該登録情報を市及び市の指定する機関に報告すること。

- (3) 利用者の依頼により、徘徊高齢者の位置情報を検索し、利用者に速やかに伝達すること及び利用者による徘徊高齢者の発見、保護について支援を行うこと。
- (4) 利用者の同意を得て、西宮はいかい者等SOSネットワーク協議会の関係機関及び協力団体等と連携し、情報交換を緊密にすること。
- (5) 個人情報の保護に十分配慮し、この事業以外の目的に利用しないこと。
- (6) 端末機が常時、適切に稼働するよう機器の保守管理を行うこと。
- (7) 毎月の事業状況等の実績及び情報の登録、変更、廃止を市に報告すること。
- (8) その他事業実施に関し必要な業務を行うこと。

#### (費用の負担)

第9条 この事業に係る費用の負担は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市は、端末機一式（端末機本体・充電器）の部品代金及び初期加入料（登録に係る費用等の契約事務手数料）に相当する額を負担する。
- (2) 利用者は、月毎の基本使用料に相当する額を負担する。
- (3) 利用者は、検索に係る費用についての実費を負担する。
- (4) 利用者は、バッテリー交換に係る費用についての実費を負担する。
- (5) 利用者の故意、過失による端末機の紛失又は修理不能の故障が生じた場合は、利用者が端末機代金を実費弁済する。
- (6) 利用料決定後に確定申告又は住民税の申告を行った場合は、当該年度中に市に申し出ること。当該年度中に申し出がなかった場合は、遡及して利用料の変更は行わない。

#### (費用の免除)

第10条 利用者が属する世帯の全員が、当該年度分の市民税非課税であるとき（申請書が4月から6月までの間に受理された場合、前年度分の市民税非課税であるときとする）又は利用者が属する世帯が生活保護世帯であるときは、前条第2号及び4号に規定する利用者負担を0円とする。

2 市長は、利用者が災害等により著しい損害を受けたとき又はその他やむを得ない事情により利用料の負担が困難と認めるときは、前条第2号及び4号に規定する利用者負担を0円とする。

#### (利用の更新)

第11条 市長は、毎年利用者の状況等を調査して、7月1日からの利用の更新を決定し、利用者に通知（様式第7号）を行うものとする。

#### (利用決定の取消し)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は利用を廃止することができる。

- (1) 第4条に定める要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 徘徊高齢者が福祉施設等に入所したとき。
  - (3) 利用者から利用辞退の申し出があったとき。
  - (4) 虚偽の申請によって事業を利用したとき。
  - (5) 端末機及び回線がこの事業の目的以外に使用したとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要ないと認めたとき。
- 2 市長は、前項により利用の廃止をしたときは利用者及び委託事業者に通知（様式第9号及び第10号）するものとする。
- 3 前項の通知を受けた利用者は速やかに端末機一式を返却しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 この事業に従事する者は、知り得た個人情報などの秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第14条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月10日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。